

ガイドヘルプにおける介助者－被介助者間の相互認容

猪 熊 ひろか

1 はじめに

ガイドヘルプは、「移動支援」とも呼ばれる、障害を持つ人々を外出の面で支える支援の形態である。ガイドヘルプの対象は、制度上、視覚障害者、全身性障害者⁽¹⁾、知的障害者・精神障害者、と分類される。これら障害者の外出をサポートすることをガイドヘルプ、サポートする人のことをガイドヘルパーと呼ぶ。

ガイドヘルプの位置づけとして、杉原は、外出の要素を、a) 目的(外出の種類もしくは趣旨)、b) 本人の意志、c) 手段(交通機関や同行者)、d) 外出先(到達地)の4つに分け、そのうちc)とd)を「社会基盤」とし、ガイドヘルプを「社会基盤」のひとつとする(杉原2010:20-1)。ガイドヘルパーの業務は、ホームヘルパー業務のうち、外出時の移動にかんする介助である。公的機関に行くことや買物、映画鑑賞のような趣味の活動もサービスの対象となっていて、これにより、障害者の社会活動への参加が可能になりうる。

人の手によるサポートは、生活動作や移動の遂行という目的へ向けた機能的関係だけでなく、介助者と被介助者の間に、何らかの社会的関係があるといえる。本稿は、この社会的関係の実相とその意味について明らかにする⁽²⁾。

介護における社会的関係性については、三井(2004)や上野(2011)のように、ケアを相互行為として捉えることが実態に沿うと思われる⁽³⁾。民俗学の研究者であり高齢者の介護施設でケアを担当する職員として勤務する六車は、上野による非対称性の議論を参照しながら、「介護者と被介護者との関係」について次のように述べる。すなわち、民族学的な技法に基づく聞き書きを行うことにより、「関係が逆転」し、「日常的な介護の場面では常に介護される側、助けられる側、という受動的で劣位な『される側』にいる利用者が、ここでは話してあげる側、教えてあげる側という能動的で優位な『してあげる側』になる」(六車2012:168-9, 221)。

施設内で行われるケアは、日常生活動作そのものにかんするケアであるが、ガイドヘルプにおけるケアは、移動や行動に付随するものとして取り扱われている。そこに、介助者-被介助者の相互行為を「非対称性」とは異なる視点から扱う可能性を見いだすことができ

-
- (1) 頸髄損傷や脳性麻痺、脳卒中後遺症、切断などによって、四肢や体幹に麻痺や緊張のある状態。
 - (2) ホームヘルプサービスを受ける精神障害者のコメントとして、「保健師さんは医療を背負ってくる。ワーカーさんは福祉を背負ってくる。でも、ヘルパーさんはね、社会の風を運んでくれるから有り難いです(50代男性)(佐藤他 2002:43)」という捉え方もある。
 - (3) 三井と上野では、相互行為という用語自体の捉え方や、相互行為という言葉の用い方に違いがあるが、ここでは、介護における介助者-非介助者間の相互性に注目するという意味で両者を同列に引いた。なお、認知症患者へのケアについて「相互作用」に言及する主要なものとして井口(2007)がある。

るのではないか。「非対称性」や「関係の逆転」とは異なる相互性について、事例や具体的な場面をもとに検討を行う。

2 ガイドヘルプの制度的変遷

ガイドヘルパー制度は、その制度的成立について振り返れば、高齢者や重度障害者に対するホームヘルプサービス事業へ至る⁽⁴⁾。ホームヘルプサービスは、1962年に、在宅高齢者を対象にした「老人家庭奉仕員派遣制度」として導入された。その後、1967年に身体障害者、1970年に心身障害者（児）を対象とした制度が開始された。これら事業の実施主体は市町村であり、事業の一部を委託する先は市町村社会福祉協議会が主であった。サービスの内容も、居宅内における身体介護（入浴、食事、排泄等の介護）、家事援助（洗濯、掃除、調理等）が中心であった。

在宅の障害者の外出支援のためのガイドヘルプサービスは、視覚障害者を対象とした「盲人ガイドヘルパー派遣事業」に始まる。この事業は、1974年の身体障害者地域福祉活動促進事業の拡大にともない導入され、1979年の身体障害者地域福祉活動促進事業の改定により障害者社会参加促進事業の一事業となった。1981年には、「脳性まひ者等ガイドヘルパー派遣事業」も始まった。障害者社会参加促進事業としての両ガイドヘルパー派遣事業の主たる特徴は、①障害の程度が重度で適当な付き添いが得られない場合に限定されていたこと、②公的機関や医療機関への外出を主たる対象としているために余暇活動については派遣対象外であったこと、③視覚障害者については「低所得世帯」のみの限定、全身性障害者については実施主体が必要と認めたときに回数を限定してガイドヘルパー派遣介助券が交付されていたこと、である。

2003年の支援費制度導入により、ガイドヘルプ業務は、「ガイドヘルパー派遣事業」から、支援費制度内の「居宅介護等支援」のうち「移動介護中心業務」のサービス単価適用となった。これによって、市町村による措置制度から、契約によってサービスを受けることになった。支援費制度によるガイドヘルプサービス（「移動介護」）の主な特徴は、①対象者が視覚障害者（児）・全身性障害者（児）・知的障害者（児）のうち屋外での移動に著しい制限のある人々に限られていたこと、②余暇活動のための外出をサービスの対象内としたこと、③所得に応じた自己負担の生じたこと（自己負担額のない場合もあった）、である。2005年からは、強度の行動障害を伴う知的障害者（児）にたいして「行動援護」の単価が創設された。

2006年4月に第1次施行された障害者自立支援法では、「介護給付」のサービスとして「外出介護（視覚障害者（児）・全身性障害者（児）を対象）」と「行動援護（知的障害者（児）・精神障害者）」を位置づけた。障害者自立支援法では、原則1割の利用者負担が求められている。2006年10月の法の第2次施行により、知的障害者・精神障害者への「行動援護」は、移動支援と介護を一体的に提供するため個別給付とされ、主に視覚障害者への「外出介護」は市町村の判断により事業をおこなう地域生活支援事業のうち「移動支援事業」

(4) ガイドヘルプとホームヘルプの違いについて、古井（2005：271）は、知的障害のある人へのガイドヘルプを実践しているNPO法人「Aの会」のヘルパー派遣事業所のコーディネイターDさんの話として、「Dさんは……ガイドヘルプが『動の介護』であるならば、ホームヘルプは『静の介護』であり、動と静の介護がバランスをもつことが重要である……と説明していた」とする。

表1 障害種別毎のガイドヘルパー業務内容⁽⁵⁾

視覚障害者	同行援護	移動支援	移動時、外出先での移動、排泄・食事等
		情報の提供	外出時の行動目的の決定や変更の判断や選択に必要な視覚的な環境情報
		代筆・代読	
		除外されるもの	通勤・営業活動、通年かつ長期にわたる外出、社会通念上適当でない外出
全身性障害者	外出介護	姿勢保持	安全・安楽のための座位姿勢の保持
		車いすの操作	外出時に不可欠。手動・電動・特殊なもの
		病気やけがなど緊急時の対応	自律神経の障害や骨の強度低下、不随意運動やバランス保持の困難によりリスクが高い
知的障害者・精神障害者	行動援護	予防的対応	問題行動や不適切な行動をおこさないようにする
		制御的対応	問題行動や不適切な行動を起こしたときに適切におさめる
		身体介護的対応	トイレ介助、食事介助、衣服着脱介助、買物やレクリエーションの介助

によっておこなわれることとなった。「移動支援事業」の主な特徴は、①「個別支援型」「グループ支援型」「車両移送型」という三つの利用形態を想定し、さらに、②突発的ニーズへの対応も盛り込まれていることである。

2011年10月より、視覚障害者への「外出介護」のみ「同行援護」として個別給付化され、外出時の代読や代筆も業務とすることとなった。移動支援事業は、市町村の裁量にまかされているため、地域によって提供されるサービスの内容や基準に差が生じている。それに対して同行援護は、全国一律の基準でおこなわれることとなっている。

このように、ガイドヘルプはさまざまな制度的変遷を経て現在に至っている。

3 ガイドヘルパーの業務と技術

ガイドヘルプを行う者のうち、障害者自立支援法にもとづくガイドヘルプを行う者は、都道府県知事による研修を修了した者である。支援費制度下で、「移動介護従業者」とされ、障害者自立支援法施行時に「外出介護従業者」と名称変更がなされたが、移動支援事業が地域生活支援事業に移行したため、「移動支援従事者」と呼ばれることが多い。表1は、障害者自立支援法の範囲内でガイドヘルパーの行う業務である。

視覚障害、全身性障害、知的障害、精神障害と、障害種別によりガイドヘルプの業務内容に違いはあるが、共通する部分は、目的地への移動と目的地内での行動を支援することである。一方、それぞれの障害種別に応じておこなわれる支援内容もある。なかでも、知的障害者へのガイドヘルプは、判断や決定自体に介助を必要とするという特徴をもつため、特有の技術を必要とする。

知的障害者や精神障害者へのガイドヘルプにおける支援の技術において用いられる用語に「周囲の人々・社会との橋渡し」というものがある。例えば杉原は、若年性認知症患者のガイドヘルパーへのヒアリングから次のような場面の例を挙げる。

(5) ガイドヘルパー技術研究会監修(2007a)(2007b)、社会福祉法人日本盲人会連合監修(2012)、上原千寿子・松田泰編(2005)を参考に作成。

会話の中で同じ事が繰り返される、声大きいことから、周囲がチラチラと見ている、面白い人を見る目で見ているようにヘルパーは感じていた。このことに対して、本人は気にしていないようであるとヘルパーは感じ、ヘルパー自身も気にしていなかった。ヘルパーが気にしない理由として、「ヘルパーと利用者」の関係と割り切っているせいかもしれない、家族であれば、また違うのではないかと感じていた。一方、電車の中で優先席に座る時や駅でのトイレへの同行時、周囲の目が気になっていた。ヘルパーと本人との会話が成立しているのに、他の人から見るとなぜ優先座席に座っているのだろうか思われるのではないかと気になり、同じ本人が車椅子での移動が変わったときに、周囲の目は気にならなくなっていた(杉原 2010:30-1, 原文ママ)。

周囲の人々との「橋渡し」は、このような場面で、障害者自身のみならず、ガイドヘルパーや周囲の人々の居心地を改善するのに役立つ。古井は、ガイドヘルパーのDさんへのヒアリングをもとに次のように述べる。

Dさんは、「周囲の人々・社会との橋渡し」に必要なヘルパーの関わりのひとつを次のように考えていた。知的障害のある人が、外出し、周囲の人々にとって不可解な行動をすると迷惑だと思われてしまう場合も多い。周囲に迷惑だと思われているとヘルパーは感じた場合、利用者がどう思ってそのような行動をするのか理解に努める。そして『今は、こうしようとしているんですね』と直接的には本人に声をかける。しかし同時に、知的障害のある人の行動を周囲の人々に少しでも理解してもらうことを目的に、ヘルパーはそのような声かけを意識的に行なう必要がある(古井 2005:282)。

知的障害者との外出において、「周囲に迷惑」と思われるような種類の行動が見られた場合、半ば周囲の人々に向けて当該行動の理由を説明する。周囲の人々は、その行動の理由や、その行動に対処するためにガイドヘルパーが共に行動していることを知って、その行動を理解する手助けを得ることとなる。

4 ガイドヘルプ制度の実際——視覚障害者へのヒアリング⁽⁶⁾から

視覚障害者は、障害者自立支援法にもとづく同行援護により、1割の自己負担の上でガイドヘルプを利用することができる⁽⁷⁾。ガイドヘルプ制度が制度的に整備されていること自体は、多くの場合歓迎され、必要に応じて利用されている。しかし、当然のことながら、現代社会における法制度は基本的には改善の途上にあり、明らかにされる課題については、今後も可能な範囲で改善がされることとなるであろう。次に、岐阜県高山市視覚障害者福祉協会(以下視覚障害者福祉協会)へのヒアリングをもとに、ガイドヘルプ制度にかかわる質的な課題群について述べる。

(6) 本節で取り上げる視覚障害者へのヒアリングは、支援費制度導入後、障害者自立支援法の第1次施行を経て、第2次施行後までを含む、2005年11月～2010年8月までの間に行われたものである。そのため、実際の利用のし易さは、法制度と運用の改善とともに向上しつつあるが、利用者の立場における本質的な面での課題を明らかにするために、同列に引用した。

(7) 利用者負担には所得に応じた負担上限月額が設定されている。

4-1 制度内のガイドヘルプ

視覚障害をもつ人々は、視覚の不自由さに起因する日常生活上の動作の困難さを補うために、障害者自立支援法に基づくガイドヘルプを受けることができる。ガイドヘルプを受ける際には、事前のプランニングが必要である。事前のプランニングは利用者側にとって日常生活の予定をたてる上で必要なものであるが、事前に決めることは、突然生じた必要に対応できないことも同時に意味する。すると、生活のすべてが計画通りに進行するならば問題がないが、急な用事や生活をより充実させるということを考え始めたときに、融通の利かなさを指摘せざるを得ない。

おととい（視覚障害者福祉協会の）会員で一人亡くなった方があって、葬儀にいきたい、っていうのがあって、それもできないでしょ、急だから。まあ当然ずっとそういう流れできてるんやから会員同士でいくんやけれど、本来ならば、ガイドヘルパーたのんでいければ一番いいですよ。そういう、ガイドヘルパーはなかなかうまくつかえない。（2006.8.9 視覚障害者福祉協会M氏ヒアリング、()内引用者補足）

このコメントは、事前に予定することが不可能である甲事へガイドヘルプ制度が対応できないことについて述べている。同じ視覚障害者福祉協会に所属する会員の突然の訃報をうけて「葬儀にいきたい」と考えるのは一般的な思考様式であろう。しかし、この希望をガイドヘルプ制度にあてはめて考えると、事前のプランニングには組み込まれないイレギュラーなガイドヘルプ派遣への要望となり、「なかなかうまくつかえない」。結局のところ、仲間内で移動先や時間をやりくりして弱視の人とともに行動することになる。

ガイドヘルパーさんやて、介護保険といっしょで、週二回の買い物をお手伝いしましょうと計画的に組む。朝、新聞の折り込みをみて、ああほしいな、と思っても行けない。まして、それがクリアになっても、いけるようになったとしても、それに1割負担のお金が発生すると、意味がないことになる。そうすると、毎日の食事の楽しみとかもほとんどなくなってきちゃうんですよ。それは多分大きなことだと思うんです。僕にしては。（2006.8.9 視覚障害者福祉協会M氏ヒアリング）

このコメントは、最低限の日常生活である衣食住のうち衣食をまかなうための買い物にいくことについてである。M氏は弱視のため、折り込み広告から部分的な視覚情報を得ることができる。しかし、視覚障害を持たない人々が日常的に行っている商品価格の比較検討を仮に行ったとしても、日にちや時間帯を限定して販売される当該商品を買うにはガイドヘルプを受ける必要がある。なぜならば、慣れた道であっても、路上の障害物や駐車中の自動車、工事中の道路など、視覚情報により安全を確保するような状況にあるためである。また店舗に到達したとしても、その後、購入を希望する商品棚に行き、その商品をピックアップし、レジに持っていき購入する、といった一連の動作を行うことに困難がある。そこで、多くの場合ガイドヘルプを受けながら買い物をすることになるが、事前のプランニングでは折り込み広告の投入度合いや内容を入れ込むことはできない。また、仮に、事前のプランニングから外れた希望に対して臨機応変に対応することがいつでも可能であったとしても、障害者自立支援法に基づくガイドヘルプを受けるときには、一割の定率負担が生じる。普段よりも安価な商品を購入するためにガイドヘルプを受けるための費用を払う、というように金銭面において「意味がない」事態になる。

事前のプランニングは、事前に決めるという点において、利用者の日常生活の幅を限定する。より安価な買い物ができるかどうかという一見金銭面に特化したように見える行動は、ただ安価であることを求めるのではなく、「毎日の食事の楽しみ」を求める行動である。ガイドヘルプの利用における制度的な限定は、楽しみを求めるための行動を制限することにもかかわるのである。法制度に基づくガイドヘルプには、こうした融通のきかなさという面での利用のし辛さを第一の課題として挙げることができる。

第二の課題は、団体行動時の派遣についてである。

たとえば団体でどこか出かけるときに、ガイドヘルパーは個人でしか利用できないとするならば、私たちにとって都合が悪い。一人一人が個人で連れてくるなら大変なことになってしまう。だったら3-4人、あるいは4-5人のボランティアを統括しながらやってくほうが、私たちにとっては有り難いと思う。まして一泊の研修旅行となると、ヘルパーは外泊できないということなんで。(2006.8.3 視覚障害者福祉協会S氏ヒアリング)

現在の障害者自立支援法による同行援護は個別給付であるため、一人一人の視覚障害者がそれぞれのガイドヘルパーを伴うことになると、それは「大変なことになる」。人数が参加者の倍に増えるということは、移動の面や意思の擦り合わせといった面で統括者に大きな負担を与えるためである。その場合、グループへの同時支援を地域生活支援事業の「移動支援事業」により受けることになるが、全国一律の基準でおこなわれる個別給付による同行援護とは異なり、地域生活支援事業による移動支援事業は市町村の裁量でおこなわれる。

さらに、これ以外にも利用のし辛さがあることが明らかになっている。ガイドヘルプ制度の第三の課題は、娯楽活動に対する派遣要請への躊躇である。

娯楽には派遣しませんよ、というような(暗黙の圧力を感じる)。生活にかかわる、困っている(場合についてのみ行われるという意味で)、いわゆる支援だから。その線引きがどうなっているのか。前はだめやったですよ。今はどうかかわらないですが。……居酒屋へいきたい、と言ったら、(制度的に)ちょっとそれは(難しいでしょう)、と言うことも(予想される)。(2006.8.9 視覚障害者福祉協会M氏ヒアリング、()内引用者補足)

M氏は、カラオケや居酒屋での飲食といった娯楽活動に対するガイドヘルパー派遣について、以前要請したが叶わなかった、という事実を根拠に、困難であると考えている。そして、その推測をより強固にする理由を、「急に電話したときに『どうされました』と聞かれるから」という。娯楽活動への派遣要請が制度的にそもそも不可能であるかを確認することをためらわせるような、要請者と調整者の非対称的な関係のために、派遣要請そのものを躊躇するという現実がある。M氏は、「楽しみをも、本当はちゃんとガイドヘルパーをしてもらいたい」と考えつつも、それをガイドヘルプ制度にそのままぶつけることを躊躇する理由を次のように言う。

わかんないんですよ。捉え方、難しいところなんですよ。……できればそうしていただきたい。望ましい。それは僕の希望やもんね。社会的に望ましいかは分からないですが。(2006.8.9 視覚障害者福祉協会M氏ヒアリング)

障害者自立支援法に基づくガイドヘルプ制度によるガイドヘルパーの派遣を受けた場合、利用者には1割の自己負担が生じるが、残り9割は、「社会」を構成する人々全体の負担

である。サービスの内容や定率負担の是非といった制度そのものに対する議論は多々あるが、サービスを実際に利用する側には、娯楽活動への派遣といった自分自身の希望とは別に、サービスを利用しない人々の心情を汲もうとすることがためらいの理由である。

このような利用上の課題に応じ、ボランティアでガイドヘルパーをする人々がいる。次に、その点について述べる。

4-2 ボランティアのガイドヘルプ

上述のように、ガイドヘルプ制度には、緊急時の対応困難、娯楽活動への派遣要請を躊躇させるような非対称的な関係、団体行動への対応困難といった利用のし辛さがある。これらの利用上の課題に応じているのが、ボランティアのガイドヘルパーである。高山市の場合、高山市社会福祉協議会のボランティア連絡会に個々のガイドヘルパーが登録し、視覚障害者側から高山市社会福祉協議会に依頼をするという形をとっている。

視覚障害者の側からすると、ガイドヘルプ制度に比べてボランティアのガイドヘルパーは、上述の3つの課題において比較的に利用しやすい傾向にある。第一の緊急時の対応困難について、ガイドヘルプ制度のようにあらかじめ組んでおく必要がないために、調整が可能ながぎり直前まで派遣調整が可能である。第二の課題である団体行動についても、場所や移動の程度、目的から予想される必要に応じて適切な人数のガイドヘルパーを要請することも可能である。また第三の課題である娯楽活動への派遣要請を躊躇することについて、制度を介したガイドヘルパーではない——ボランティアな意図のみが契機となる——ことから、派遣要請を躊躇しなくてもよい可能性を持つ。なぜならば、視覚障害者福祉協会のM氏は、「カラオケ一緒に行きたい⁽⁸⁾」と、カラオケや居酒屋での飲食など娯楽のための活動をガイドヘルパーと「一緒に」楽しめたら、と考えているためである。視覚情報に頼らざるを得ない部分のみボランティアのガイドヘルプを得て、それ以外は共に歌ったり、飲食したり、という状態を理想としているからこそ、制度の下で派遣されるガイドヘルパーをそういった活動について要請することに躊躇する一方で、ボランティアに対しては、「一緒に」楽しむことを期待している。

さて、高山市在住の視覚障害者が利用できるボランティア組織は、高山市社会福祉協議会にあるボランティア連絡会である。ボランティア連絡会にはガイドヘルパーのみの団体がないため、ボランティア一人ひとりが個別にボランティア連絡会に登録している。そして、ガイドヘルプを要請しようとする視覚障害者は、ボランティア連絡会の置かれている高山市社会福祉協議会に連絡し、高山市社会福祉協議会職員が個々のボランティアに直接連絡して、必要なボランティアを確保すべく調整するという仕組みが既にできあがっている。現状において、ガイドヘルプ制度の三つの課題についてはある程度期待に沿うことができているが、そこに、融通を利かせることが可能であることに起因する難しさという困難も生じてきている。

そういうときに必ず出られる人って決まった人が出ちゃうんだよね。社協（高山市社会福祉協議会）は使いやすい人を使う。そうするとその人何回も来てな。先週も乗鞍、あの二人でいっとったし。……あの人一生懸命やるもんで、結局あの人

(8) 2006.8.9 視覚障害者福祉協会M氏ヒアリング。詳細は後述。

に任せとけてなるもんで。(2006.8.9 視覚障害者福祉協会S氏ヒアリング, ()内引用者補足)

高山市社会福祉協議会側は、視覚障害者達による要望にできる限り応えようとして、派遣要請を受ける都度、真っ先にガイドに慣れているボランティアに要請する。その対応自体は、要望に応えるという点から調整者として望ましい対応である。しかし、依頼した当の視覚障害者達は、応えてくれることには感謝しつつも、結果としていつも決まったボランティアにガイドヘルプをお願いすることに対して居心地の悪さを感じている。この居心地の悪さは、ボランティアのガイドヘルパーに対する申し訳なさである。

たくさんメンバーを揃えとって、そこから、都合の良い方は出てくれれば。今日頼まれたから仕方ないからそっち行こう、っていうんじゃないかしらと思うし。……(少数のボランティアに無理をお願いせざるをえない現状は) ちょっとおかしいな。もうちょっと気軽にしっかりしたものがあれば、そんなことしなくてもいいのにな、という気もする。(2006.8.9 視覚障害者福祉協会M氏ヒアリング, ()内引用者補足)

ボランティア連絡会に登録しているボランティアの中で、ガイドヘルパーとして活動する意欲があり、また資格取得や経験などの面から技術的に可能であるとされる人は多くない。そのため、高山市社会福祉協議会に派遣を要請すると、高山市社会福祉協議会職員が個別に電話をかけて、ガイドヘルパーとしての能力を高く買われていて、かつ、多少無理をしてでも引き受けてくれる T 氏に依頼がいくことになることが多い。そして、視覚障害者福祉協会は、無理をお願いすることをできれば避けるような方向を目指したいと考えているために、申し訳なさを解消できるような試みとして、次にのべるような、独自のボランティアガイドヘルパーの組織化を企図するに至っている。

行政側との関係については、既述のように、議員を通して欲求を押し通すような方法を採らない。行政側との懇談会を年に一度開き、そこで書面で具体的な要望について示すことはするものの、具体的な要望そのものの実現というよりも、コミュニケーションを目的としている。そして、行政側からバリアフリーの検討の場に直接声がかかるようになったことを評価している。

ボランティアのガイドヘルパーについても、ガイドヘルパーを必ず手配するという機能充足自体を求めているのではない。

S 氏:……そういうときに必ず出られる人って決まった人が出ちゃうよね。結局ね、社協(高山市社会福祉協議会)が使いやすい人を使う。そうするとその人何回も来てな。またしても A さんと。先週も乗鞍、あの二人でいっとったし。

M 氏:(高山市社会福祉協議会とは別のボランティアガイドヘルパーのサークルがあればそこに)たくさんメンバーを揃えとって。

S 氏:そこから、都合のいい方は出ていただければ。なんでも、今日あれあるんやけど、頼まれたから仕方ないからそっち行こう、って形では、それじゃ申し訳ないと思うし。

M 氏:たいてい無理の利く人に頼む、という話になって、いつもそう。

(2010.8.1 視覚障害者福祉協会ヒアリング)

M 氏:あの人パワーがあるもんで、A さん頼むやな、ってなると、三人ほど頼むさ、ってなると、A さんが電話して、ベアっと電話して(何とかして三人確保し

てくれる)。

S氏:(だから、いつでもまず)Aさんに頼むのも仕方ないわな、ってな話になるもので、そういうのがなんかなあ、ちょっとおかしいな、もうちょっと気軽に、しっかりしたものがあれば、そんなことしなくてもいいのにな、という気もする。

(2006.8.9 視覚障害者福祉協会ヒアリング, ()内引用者補足)

S氏, M氏の会話から見えてくる現状の問題点は、高山市社会福祉協議会やボランティア連絡会のガイドヘルパーであるAさんが、確実にガイドヘルパーを確保することをニードとして判断し、その充足へ向けて動くこと自体である。高山市社会福祉協議会やボランティア連絡会側は、想定した人数のガイドヘルパーを想定した時間用意することをニードとして判断しているが、視覚障害者福祉協会側は、ボランティアのガイドヘルパーにたいして、彼らの予定を変更してまでガイドヘルパーをしてもらわなくてもよいし、そこまで無理してガイドヘルパーを確実に確保することが目的でもないと考えている。つまり、社会福祉支援技術という職能を用いて読み取ることでできたニードは、視覚障害者福祉協会側からすればニードではない、と言える。むしろ、ボランティアガイドヘルパーとのやりとりそのものを行うことを希望・要望であると考え始めているのである。こうしたボランティアガイドヘルパーとのかかわり自体に重きを置き、そこに焦点をあてるという振る舞い方には、いかなる意味があるのだろうか。

新たなボランティアガイドヘルパーとのかかわりには、ある種の特殊性があると考えられる。自立支援法に基づく移動支援や、高山市社会福祉協議会が間にたつガイドヘルパーでは、障害のために生じるディスアビリティを補うために機能的な面についてのガイドヘルプに限定されたかかわりとなる。これは福祉の考え方からすれば当然の考え方であり、日常生活の面ではそれを必要とする場面も多くある。そのため、視覚障害者福祉協会側は、そういった既存・制度内/外のガイドヘルパーを利用すること自体を否定しているわけではない。問題(issue)はガイドヘルパーとのかかわりを、機能を補うものとしてのみ捉えるのではない、別様のかかわり方として考えている点にある。

それは、ボランティアのガイドヘルパーと、「カラオケ一緒に行きたい」という考え方にあらわれている。ボランティアガイドヘルパーにガイドしてもらいたい内容は、一人にひとりついてもらい、ガイド業務に忠実なガイドというわけではない。また、ボランティアガイドヘルパーのもともとあった予定を変更してまでガイドしてもらいたいと考えているわけでもない。視覚障害者の側からみて気軽に声をかけられ、ガイドというよりも共にその行動を楽しめるような関係を望んでいる。視覚障害者福祉協会側は、こうした関係性を、身近に住んでいて気軽に声をかけられるような、新たな(とは言っても既存・制度内/外の団体等に既に所属している人と重複する場合もあると思われる)ボランティアガイドヘルパー達と築きたい、と考えているのである。

5 介助者-被介助者間の相互認容

被介助側である視覚障害者は、介助者との関係性について、機能主義的態度とは別様のあり方として、「ともに楽しむ」ことを考えている。具体的に想定している場面は、次のような場面である。

カラオケ一緒にいきたい。結局、カラオケ行ったときに字幕が見えないもんだから、ちょっと横で、フォークソングの会場じゃないけれど、ちょっと先に読み上げてもらうのがあると楽だったり。リモコンで曲を選択するのが使えなかったり（するので、視覚障害者側が歌う歌を決めたら、ボランティア側に）何番だったり、打ち込んだり（してもらえると有り難い）（2006.8.9 視覚障害者福祉協会 M氏ヒアリング、()内引用者補足）。

視覚障害者がカラオケに行く際、大きくわけて二つの歌い方があり、一つは、歌詞を事前に全て覚えておくという方法で、もうひとつは、フレーズ毎に誰かに歌詞を先読みしてもらい、音楽にあわせて歌うという方法である。ここで想定しているのは前者も後者も織り交ぜて、ボランティアガイドヘルパーにも一緒にカラオケに参加してもらって、皆で楽しもう、という考え方である。また、歌を歌うことと直接的には関連しないかもしれないが必要な、お店への接近、着席、マイク、リモコン操作、トイレの場所案内、会計といった細々とした事柄も、それらの事項の過不足のない完璧な機能的介助が求められるという事実としての介助—被介助関係よりも、人と人との、“共にこなう”という意味上の関係性がまず主題となる。そして、そこに付随して、文字を伝える/伝えられることに代表されるやりとりが必要に応じて生じる、というかかわりかたになる。

ここにみることのできる介助者との関係性における視点は、“介助者—被介助者”という介助を介した事実上の関係性というよりも、“カラオケに行く人—カラオケに行く人”という、人と人との意味上の関係性にある。事実として、機能面での介助—被介助関係は生じるが、そのような事実としての関係性は付随的なものであり、共に活動するという社会関係上の意味を重視するという特徴がある。

介助者-被介助者の関係性について、高山市社会福祉協議会内のボランティア連絡会に所属し、しばしばボランティアガイドヘルパーとしてガイドをするボランティアの一人であるA氏は、介助者側であるボランティアとして視覚障害者とかかわるときの意味について、つぎのようにいう。

ボランティアの場合は、そういうあれ（制度内のガイドヘルプのようなお金を介した関係）じゃないもんで、もちろんあの、怪我させたり、事故があってはならんもんで、そういうところは気をつけながら、ほんとに親しく話しながら、ガイドできる、というのがボランティアのひとつのいいとこかな。（2006.8.10 ボランティア連絡会 A氏ヒアリング、()内引用者補足）

ボランティア側からみたボランティアをする理由も同様に、被介助者との関係性にある。視覚障害者へのガイドヘルパーの特質は、視覚障害をもつ被介助者と話をしながらガイドする、という点にある。「ほんとに親しく話しながら」ガイドする、ということは、視覚障害者にとってだけでなく、ボランティア側にとっても意味があることだとわかる。A氏は、ボランティアすることを、有償のガイドヘルパーと対比させて表現しているが、有償のガイドヘルパーを否定するためにその比較をしているわけではなく、「親しく話しながら」できるか否かを、有償かそうでないボランティアか、というくくりで分類する。そして、A氏自身のことについては、「親しく話しながらガイドできる」という部分を重視するために、ボランティアのガイドヘルパーという立場を自ら選択しているのである。

この事例から、相互に相手を人として認容する関係性が、ガイドヘルプの場面に生じて

いることが明らかになったといえる。

6 おわりに

これまで、ガイドヘルプにおける、介助者-被介助者間の機能的関係と社会的関係について、制度を概括するとともに制度内外のガイドヘルプの課題を整理し(機能的関係)、その上で、社会的関係として「相互認容」の様相を記述してきた。

ガイドヘルプを行う側と受ける側のかかわりを行う側と受ける側の双方から検討することで、ガイドヘルプにおける相互性について考察をおこなうことが可能になる。本稿では、その相互性を、共に楽しむ相手として互いに認識し合うという意味で「相互認容」として概念検討をおこなった。

現状、ガイドヘルプには、視覚障害児者、全身性障害児者、知的・精神障害児者、という区分があり、それぞれの障害種別に対応した制度が整えられ始めている。ガイドヘルプの目的のひとつである社会活動への参加における「相互認容」を、ガイドヘルプの目的・過程・結果のいずれに位置づけることができるのか、今後検討をすすめていきたい。

謝辞

本稿は、博士論文「福祉のまちづくりにおける異質性の相互認容-身体障害者の多様性とバリアフリー概念をめぐる」の一部(ヒアリングと分析部分)を大幅に加筆修正したものである。執筆に際し、高山市身体障害者福祉協会、高山市視覚障害者福祉協会、高山市社会福祉協議会・ボランティア連絡会の皆様に大変お世話になった。ここに深く謝意を表明する。

参考文献

- 古井克憲, 2005, 「知的障害のある人へのガイドヘルプにおけるコーディネイターの活動——ガイドヘルパーである私の経験を通して」『人間社会学研究集録』1, 265-85.
- ガイドヘルパー技術研究会監修, 2007a, 『ガイドヘルパー研修テキスト 視覚障害者編』中央法規.
- ガイドヘルパー技術研究会監修, 2007b, 『ガイドヘルパー研修テキスト 全身性障害編』中央法規.
- 井口高志, 2007, 『認知症家族介護を生きる 新しい認知症ケア時代の臨床社会学』東信堂.
- 佐藤久夫・北野誠一・三田優子編著, 2002, 『福祉キーワードシリーズ 障害者と地域生活』中央法規.
- 三井さよ, 2004, 『ケアの社会学 臨床現場との対話』勁草書房.
- 六車由実, 2012, 『驚きの介護民俗学』医学書院.
- 社会福祉法人日本盲人会連合監修, 2012, 『同行援護従業者養成研修テキスト第2版』中央法規.
- 杉原久仁子, 2010, 「若年認知症の人への移動支援」『桃山学院大学社会学論集』43(2), 19~46.

上原千寿子・松田泰編, 2005『事例で学ぶ 知的障害者ガイドヘルパー入門』中央法規.

上野千鶴子, 2011, 『ケアの社会学 当事者主権の福祉社会へ』太田出版.

(2015.1.22 受稿, 2015.2.10 受理)

〔抄 録〕

本稿は、ガイドヘルプにおける、ガイドヘルパーとガイドヘルプの受け手の間の、機能的関係と社会的関係について検討するものである。法律に基づくガイドヘルプは、障害者の社会活動の参加を支援するために、障害者自立支援法における「介護給付」と「地域生活支援事業」によって行われ、それによって賄われきれない部分はボランティアによって受け持たれている。それらの機能的関係を整理した上で、質的な調査によって浮かび上がってきた社会的関係について検討をおこなった。

社会的関係を検討する際、介助者-被介助者間の相互性へ着目した。機能的関係における「非対称性」にある両者が、共に楽しむ相手として互いに認識し合う点について、対等な関係であることから、「相互認容」として概念検討をおこなった。